

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (経済学)	氏名	金森 絵里
論文題目	原子力発電と会計制度		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、原子力発電事業の草創期から現在に至るまでのわが国における原発会計制度の形成過程を通史的に検討し、当該制度の特徴と問題点を明らかにしたものである。ちなみに、本論文でいう原発会計制度とは、原子力発電工事償却 (準備) 引当金、使用済燃料再処理等 (準備) 引当金、原子力施設解体引当金、特定放射性廃棄物拠出金に係る会計制度、および2013年と2015年に導入 (改正) された廃炉会計制度の総称である。</p> <p>著者によれば、原発費用の種類とその会計処理は多種・多様であることに加えて、いずれの原発会計制度も数次にわたって重疊的に改正されてきたために、その全容を網羅的に理解することは会計専門家にとってさえ困難なものになっているとされる。そして、原発会計制度に関する情報開示の不備がかかる状況に拍車をかけていると、著者は指摘する。こうした問題状況を解消し、原発会計制度を生活者の視点から再構築するために、当該制度を整理し理解することが本論文の目的であるとされる。本論文の構成は以下の通りである。</p> <p>第1章「会計学研究における本書の位置づけ」では、英米の主流派会計研究の批判的検討を踏まえたうえで、本論文が採用する研究方法が提示されている。それは、ファイヤアーベントが提案する「生活者の視点からの科学研究」を会計研究に援用したものであり、生活者の「経験」や「主観性」に寄り添いつつ「研究者や研究伝統によって理解された知識を進歩させる」(40頁)という点に特徴を持つとされる。</p> <p>第2～5章では、福島第一原発事故以前に存在した4つの原発会計制度が、通史的に検討されている。第2章「原子力発電工事償却準備引当金の創設と展開」では、1950年代から1960年代にかけての原子力産業界の状況と原子力発電工事償却準備金の創設、2007年の同制度改正について、検討がなされている。その検討の結果、原子力発電工事償却準備引当金が、業績好調時には増額して積立てられ業績悪化時には逆に取り崩されてきたこと、すなわち当該引当金が電気事業者の利益平準化に利用されてきたことが、明らかにされている。</p> <p>第3章「使用済燃料再処理引当金の創設と展開」では、1970年代における原子力産業界の状況と使用済核燃料再処理引当金の創設、2004年改正における対象範囲の拡大と既発電分の取扱いおよび引当金方式から積立金方式への変更、2007年改正における六ヶ所再処理工場で再処理される使用済燃料以外の使用済燃料の取扱いと料金原価への不算入について、検討がなされている。その検討の結果、既発電分の取扱いをめぐる議論においては電気事業会計の自律性が損なわれていたことが、明らかにされている。</p> <p>第4章「原子力発電施設解体引当金の創設と展開」では、1980年代から1990年代にかけての原子力産業界の状況、原子力発電施設解体引当金の創設と展開、1999年およ</p>			

び2007年の改正における対象範囲の拡大、2008年の資産除去債務会計の導入について、検討がなされている。その検討の結果、「会計数値を基礎にした電気料金」という規則上の関係性が制度運用の実態においては「電気料金を基礎にした会計数値」に逆転していたこと、すなわち「制度の逆基準性」が観察されたことが、明らかにされている。

第5章「特定放射性廃棄物処分費の計上」では、2000年代における原子力産業界の状況と特定放射性廃棄物処分費の創設について、検討がなされている。その検討の結果、特定放射性廃棄物処分費に係る会計制度は、国によって定められた金額を所定の機関に拠出する責任を電気事業者に課するというスキームが採用されている点で、第2～4章で取り上げた3つの原発会計制度に比して電気事業者の裁量の余地が狭い制度となっていることが、明らかにされている。

第6章と第7章では、福島第一原発事故後に導入（改正）された2つの原発会計制度について、検討がなされている。第6章「福島原発事故と廃炉に係る料金・会計制度の変更」では、福島第一原発事故を起こした東京電力の財務状況、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの2013年報告書における原子力発電設備の減価償却の変更ならびに原子力発電施設解体引当金制度の変更、東京電力における廃炉会計制度変更の効果について、検討がなされている。その検討の結果、2013年報告書では、「制度の逆基準性」（第4章）がより顕著な形で観察されること、そして当該現象の実質的な機能が電気事業者の優遇にあることが、明らかにされている。

第7章「廃炉に向けた会計関連制度の変更」では、原発の長期停止と電力会社の苦境、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの2015年報告書における原子力廃止関連仮勘定の創設と託送料金への上乗せ制度について、検討がなされている。その検討の結果、2013年および2015年の廃炉会計制度が「一般に認められた」会計とは言いがたい、その意味で極めて特異な会計制度であることが、明らかにされている。

第8章「会計への従属と会計からの解放」では、本論文での検討結果を対象化するために、原発会計制度のあり方が俯瞰的に検討されている。原発会計制度は、現行の企業会計制度を基本的な枠組みとしつつ、その外形的な整合性を確保することに注力していると、著者は指摘する。これが、著者のいう「会計への従属」である。会計情報作成の前提となるデータベースへの正当な接近権を利害関係者（生活者）に保障することによって、生活者に寄り添った形での原発会計制度の再構築が可能となり、当該会計制度は「会計からの解放」の糸口を掴むことができると述べ、著者は本論文を締め括っている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、福島第一原発事故以前に存在した4つの原発会計制度すなわち原子力発電工事償却(準備)引当金、使用済燃料再処理等(準備)引当金、原子力施設解体引当金、特定放射性廃棄物抛出金に係る会計制度の形成過程と、福島第一原発事故後に導入(改正)された2つの原発会計制度すなわち2013年および2015年の廃炉会計制度の成立過程を、法令や公文書等の一次資料を含む広範な関連文献の渉猟にもとづいて通史的に検討し、当該各会計制度の特徴と問題点を明らかにしたものである。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に大きな被害をもたらした。福島第一原発事故にともなう放射性物質の放出・拡散は、その最たるものであろう。この「未曾有の国難」に「衝撃」を受けた著者は、原発の実態を社会に伝達する制度の一端を担うべき原発会計制度が国民にとって「未知の制度」(13頁)となっており、問題の重大性に比して原発の実態に関する開示情報が著しく不足していることに、強い憂慮を覚える。こうした問題状況を解消するためには、何よりもまず原発会計制度がどのようなものかを、国民の前に可能な限り正確かつ詳細に明らかにする必要があり、さらに将来的には生活者の視点に寄り添う形で原発会計制度を再構築する必要があるというのが、本論文を貫く著者の問題意識である。本論文において、とりわけ評価すべき点は、以下の3点である。

第1は、原発会計制度について会計学の観点から包括的な検討を行ったわが国では初めての業績となっていることである。一次資料の丹念な整理・検討を通じて、会計専門家にとってさえ理解が困難とされる複雑なわが国の原発会計制度の特徴と問題点を包括的に析出することに、著者は成功している。「会計数値を基礎にした電気料金」という規則上の関係性が制度運用の実態においては「電気料金を基礎にした会計数値」に逆転しているという現象(制度の逆基準性)の発見は、その代表的な一例である。こうした独創的な成果により、本研究は、わが国の原発会計制度に関する後続の研究が必ずレビューしなければならない画期的な文献となっている。

第2は、本論文において採用すべき研究方法について、著者独自の問題意識を交え、周到な検討を行っていることである。著者が着目するのはファイヤアーベントが提案する「生活者の視点からの科学研究」の方法であるが、関連する先行研究の方法も取り入れながら、視点の相対化を図っている。こうした研究は、いわゆる学際的会計研究(*interdisciplinary perspective on accounting*)に属するものである。原発会計制度に纏わる問題は、ワインバーグのいうトランス・サイエンス問題の1つである環境問題と密接に関連しているために、論理実証主義的な研究方法では十分に取り扱いえないものとなる。かかる意味で、著者の研究方法の選択は至当と評し得るであろう。会計的計算構造論の観点を加味することで、考察の焦点を絞り込みつつ、制度の特徴と問題点を内在的に析出することが可能となっている。

第3は、上記の第2と関連して、原発会計制度をめぐる生活者、企業、政府の利害・関心を総体的に捉え、当該制度の問題点と将来像をホーリスティックに論じてい

ることである。著者のかかる研究姿勢は、とりわけ「会計への従属」と「会計からの解放」という枠組みに依拠した研究の総括と将来展望に反映されている。かかる論証によって、本論文は、会計の閉じた世界における制度解説の次元を遥かに超えた好著に仕上がっている。

ちなみに、本論文は、『会計・監査ジャーナル』（2016年7月）、『企業会計』（2016年7月）、『週刊読書人』（2016年9月）、『財政と公共政策』（2016年10月）等の書評で取り上げられ高い評価を得ているほか、2017年度環境経済・政策学会奨励賞を受賞している。

本論文は、以上にみるような学術的貢献を有しているが、同時に今後に残された課題もある。それらは、以下のとおりである。

第1は、本論文で言及された研究方法のすべてが有効に利用されているわけではないことである。本論文で採用されている研究方法は、ファイヤアーベントが提案する「生活者の視点からの科学研究」の方法であり、それは、生活者の「経験」や「主観性」に寄り添いつつ「研究者や研究伝統によって理解された知識を進歩させる」という点に特徴を持つとされる。しかし、そこでいう生活者の「経験」や「主観性」が具体的にどのようなものかは、必ずしも明らかにされていない。会計情報作成の前提となるデータベースへの正当な接近権を利害関係者に保障する制度とは具体的にはどのような制度かという点も含め、著者の構想するあるべき原発会計制度について今一步踏み込んだ考察がなされていれば、本論文の学術的貢献はより高いものとなっていたであろう。

第2は、電力自由化（2016年4月）後の状況について、考察がなされていないことである。原発は単独で稼働しているのではなく、国の電力政策という大枠のもとで、他の電気事業設備と有機的に連携しながら稼働している。そして、電力自由化は、生活者の日常生活に無視しえない影響を持つと見込まれている。本論文を準備する過程ですでに電力自由化のスキームがかなり具体的に議論されていたことを勘案すると、電力自由化後の状況についても一定の考察を行うことは可能であったと推察される。そのような考察が行われていれば、「生活者の視点」に立つ本論文の完成度はより高いものとなっていたであろう。

以上のような課題を残しているものの、それらは本論文の学術的価値を損なうものではない。本論文は、わが国における原発会計制度研究の今日的到達点を示す画期的な業績である。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成30年3月12日に、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

様式 4 (論文博士用)

学識確認のための試問の結果

氏 名 金森 絵里			
(試問の科目・方法・判定)			
	(科 目)	(方 法)	(判 定) (備 考)
<u>専攻学術</u>			
	会計学	口 頭	合 格
<u>外国語</u>			
	英 語	口 頭	合 格
	フランス語	口 頭	合 格
(試問の結果の要旨)			
上記のとおり、専攻学術及び外国語の学力に関する試問の結果、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した。			
平成30年3月12日			
試問担当者氏名			
藤井 秀樹			
徳賀 芳弘			
諸富 徹			